平成２１年（フ）第３７３号
千葉県八街市根古谷303番地２
債務者　富弥ひとみ
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３７５号
千葉県八街市八街に447番地17
債務者　赤堀　圭子
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２１９７号
愛知県瀬戸市片草町86番地
債務者　長江　弘晃
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２２５号
名古屋市天白区平針南３丁目201番地　平針住宅９街区16号棟303号
債務者　朝比奈正春
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２２６号
名古屋市天白区平針南３丁目201番地　平針住宅９街区16号棟303号
債務者　朝比奈里美
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３０９号
愛知県海部郡蟹江町宝１丁目78番地
債務者　白坂　幸子
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４７３号
名古屋市南区呼続２丁目５番19号　荒川荘ロ号
債務者　吉村　克明
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４７４号
名古屋市南区呼続２丁目５番19号　荒川荘ロ号
債務者　吉村　義子
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６２９号
愛知県海部郡七宝町大字鷹居３丁目85番地
Ｅｓｐｏｉｒ鷹居Ａ―101号
債務者　田口　義光
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６５１号
名古屋市緑区神の倉１丁目197番地　モリタハイツ101号
債務者　ナガミネ内装こと　長嶺　　太
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６６８号
名古屋市中村区中村町８丁目40番地
債務者　馬場　照美
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７３１号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字竹塚８番地の34　シヤタデル東浦302号
債務者　横山　晴美
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７３７号
名古屋市中区新栄１―32―16　中駒新栄レオンビル304号室、住民票上の住所愛知県豊田市配津町前屋敷10番地　誠和ハイツ106号
債務者　加賀　　忍
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７８７号
名古屋市中川区供米田２丁目1401番地　グランドメゾン貝沼302号
債務者　山口由香里
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１８号
岡山県都窪郡早島町早島271番地18
債務者　山本淳吉こと　**權**　　淳吉
１　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３５１号
岡山県倉敷市四十瀬428番地５メゾン清水Ａ101
債務者　川井　光希
１　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２９５９号
札幌市北区新琴似９条16丁目３番７号
債務者　大畠眞貴子
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９７３号
札幌市東区北23条東18丁目４番28―201号
債務者　岩田　由紀
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部